

# 鹿児島県作業療法士会の情報開示に関する規則

## 第1条（総則）

この規則は鹿児島県作業療法士会会員および監事等に対して鹿児島県作業療法士会（以下県士会）の事業と財務及び運営に関する情報の開示について、その基準や範囲及び手続きについて定めるものである。

## 第2条（開示情報の項目）

（1）本規則において、会員及び監事等に対して、開示するものとされている以下の情報

- ① 県士会員名簿
- ② 定款及び規約
- ③ 理事会の議事録
- ④ 決算関係書類等
- ⑤ 総会の議事録
- ⑥ 会計帳簿等（会員の100分の5以上から請求があった場合）
- ⑦ 財産目録、貸借対照表（年会費の増減を総会で議決したとき）
- ⑧ 運営会議の会議録

（2）（1）に規定した以外の下記の事項で開示が可能な情報

- ① 事業および運営に関すること
- ② 福利厚生や損害・傷害保険に関すること
- ③ 会計・決算に関すること
- ④ 資産管理に関すること
- ⑤ 各部局や支部の活動に関すること
- ⑥ 事務局業務に関すること
- ⑦ 各部局の会議に関すること
- ⑧ 理事の職務など役職員等の人事管理に関すること
- ⑨ 監査に関すること
- ⑩ その他の事業および財務の状況に関すること

2 情報の適正な管理のための項目は別に理事会で設定するものとする。

## 第3条（情報の非開示基準）

県士会による情報開示は、個人のプライバシーの侵害や違法行為、事業の円滑な遂行に障害をもたらし、あるいは県士会会員全体の利益を損なうものであってはならない。

2. 県士会は前項を踏まえて、次の情報については開示しないこととする。

- (1) 個人に関する情報（本人の同意のある場合または法令等により開示が義務付けられている場合等は除く）
- (2) 犯罪の予防上、非開示とすることが必要な情報
- (3) 契約および法令により非開示が義務づけられている情報
- (4) 事業実施上守秘すべき情報
- (5) 合議による意志決定の過程にあり、開示することにより運営等に障害をもたらすおそれのある情報
- (6) その他開示することで事業の円滑な遂行に明らかな障害をもたらすおそれのある情報、あるいは会員全体の利益を損なうおそれのある情報

3. 個人情報の保護に関する規則は別に定める。

#### **第4条（情報の目的外使用の禁止）**

開示請求者は、請求して得た情報を、開示の目的以外のために使用してはならない。

2. 開示請求が、以下の事由に該当する場合は、情報の全部または一部を開示しないこととする。

- (1) 当該請求が、目的外使用のおそれがある場合
- (2) 請求された情報が、県士会と請求者等との紛争に利用されることが明らかな場合
- (3) 請求者の本人確認ができない場合

#### **第5条（情報開示の審議）**

本規則の円滑で公正な運用を図るため、情報開示の審議は理事会もしくは運営会議の構成員の3分の1以上の賛成によっておこなわれるものとする。

#### **第6条（開示請求手続き）**

開示請求者が知りたい情報の開示を求めるときは、県士会に対して氏名・住所・所属・連絡先・開示を求める情報の内容・使用目的・開示方法を明らかにして請求する。

2. 県士会は、第3条および第4条に該当する場合を除き、受理後14日以内に開示するものとする。

3. やむを得ない事情があるときは、開示をさらに 14 日間延期できるものとする。
4. 非開示については理由を明らかにし、受理後 14 日以内に請求者に通知する。
5. 手続きについては別途定める。

### **第 7 条（情報開示再請求の手続き）**

請求者は、決定した日から 2 ヶ月以内に理事会に開示内容または非開示の決定に対して再請求をすることができる。

2. 理事会は再請求について情報開示の審議会手続きによって審査を行い、結果を尊重し、再請求があった日から 1 ヶ月以内に決定した内容を再請求者および理事会に通知する。

### **第 8 条（非開示情報の再再請求の禁止）**

請求者が、第 7 条に基づく情報開示再請求を行い、県士会が非開示としたとき、同一内容の情報については、再度の開示を請求することはできないものとする。

### **第 9 条（必要な規程等の制定）**

本規則の実施に必要な規程等は、別に定めるものとする。

### **第 10 条（改廃）**

この規則の改廃は理事会で行う。

### **第 11 条（付則）**

この規則は 2012 年 5 月 28 日より施行する。